

石川県病床機能転換事業費補助金交付要綱

(通則)

- 1 病床機能転換事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日医政発0912第5号厚生労働省医政局長通知別紙）及び石川県補助金交付規則（昭和34年石川県規則第29号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、医療介護総合確保促進法に基づく石川県計画および石川県地域医療構想に基づき、医療施設が実施する、(1) 急性期向け病棟等から回復期向け病棟・病床への転換及び、(2) 地域包括ケアシステムの構築に向けた急性期向け病棟・病床等から他用途への変更に必要な施設・設備整備を支援し、もって効率的かつ質の高い医療を提供することを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金の対象事業は、2の目的を達成するための施設・設備整備事業とし、当該事業の実施に要する経費のうち、知事が補助金交付の対象として認める経費について予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、次の(1)、(2)により算出された額とする。ただし、区分ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 急性期向け病棟等から回復期向け病棟・病床への転換に必要な施設・設備の整備については、次により算出された額とする。

- ① 次の表に掲げる基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額
- ② ①により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額
- ③ ②により選定された額に補助率を乗じて得た額

区分	基準額	対象経費	補助率
施設整備	【新築】 5,187千円/床 【改修】 3,624千円/床	既存の病棟・病床を地域包括ケア病棟入院料、地域包括ケア入院医療管理料又は回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する病棟・病床に変更するために、必要と認められる施設整備（リハビリテーション施設、浴室、便所、その他）	1/2

設備整備	1 医療機関当たり 10,800 千円	既存の病棟・病床を地域包括ケア病棟入院料、地域包括ケア入院医療管理料又は回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する病棟・病床に変更するために、必要と認められる設備等整備（リハビリテーション機器、データシステム、その他）	1 / 2
------	------------------------	--	-------

※石川県地域医療構想調整会議において事業概要等を説明し、合意を得たもののみ補助対象とする。

※複数年度に渡って整備を行う場合、同一病棟への支援については、整備期間を通じて基準額を適用する。

(2) 地域包括ケアシステムの構築に向けた急性期向け病棟・病床等から他用途への変更に必要な施設・設備の整備については、次により算出された額とする。

- ① 次の表に掲げる基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額
- ② ①により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額
- ③ ②により選定された額に補助率を乗じて得た額

区分	基準額	対象経費	補助率
施設・設備整備	1,837 千円/廃止病床	急性期向け病棟・病床等の病床削減に併せて実施する、医療機関の機能強化に向けた施設・設備整備のうち、下記のⅠ～Ⅲのいずれかに向けた整備 Ⅰ：地域包括ケアシステムの構築に向けた外来や医療・介護サービスの強化 Ⅱ：平均在院日数の短縮に向けた在宅復帰支援の充実 Ⅲ：医療を支える医師等の医療従事者の確保	1 / 2

※平成 31 年 4 月 1 日以降に病床を廃止したもののみ基準額の算定対象とする。

※石川県地域医療構想調整会議において事業概要等を説明し、合意を得たもののみ補助対象とする。

※病床を廃止した年度の翌々年度末までに実施するもののみ補助対象とする。

※複数年度に渡って整備を行う場合、整備期間を通じて基準額を適用する。

(交付の条件)

5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合においては、交付申請書（別紙様式 1）を知事に提出し、知事の承認

を受けること。

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに知事に報告して、その指示を受けること。
- (4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を当該補助事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上（事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上）の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならないこと。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (8) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県に準じた契約手続きをとること。
- (9) 補助事業を行うために請負契約を締結する場合は、いかなる契約においても、一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。
- (10) 急性期向け病棟等から回復期向け病棟・病床への転換補助を受けて地域包括ケア病棟又は回復期リハビリテーション病棟に転換した後は、速やかに別紙様式3により知事に報告すること。また、補助を受けた病棟については、病床機能報告において「回復期」と報告すること。
- (11) 補助事業を行う者が(1)から(10)までにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (12) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別紙様式4により速やかに知事に報告しなければならない。また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部または一部を県に納付させることがある。

(申請手続)

- 6 この補助金の交付の申請は、事業者が別紙様式1による申請書に關係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出するものとする。

(変更申請手続)

- 7 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6に定める申請手続に従い、別に定める日までに行うものとする。

(実績報告)

- 8 事業者は別紙様式2による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日）又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、知事に提出するものとする。

(その他)

- 9 特別の事情により4、6、7及び8に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。
- 10 その他本事業の実施に関し、この要綱に定めのない事項については、別途定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。